

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年六月十四日法律第四十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第二条中第九十二条の二第一項の表の改正規定（同表の備考一の1中「第一百一条第五項」を「第一百一条第六項」に、「第一百一条の二第三項」を「第一百一条の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める部分及び同表の備考一の5に係る部分を除く。）、第六十六条の改正規定（「更新をし」の下に「、第一百二条第六項の規定による通知をし」を加える部分に限る。）、第七十七条の六の改正規定、第八十二条の二第一項に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定、第八十二条の三の三の次に二条を加える改正規定及び第二百二十条第一項に一号を加える改正規定並びに次条並びに附則第四条及び第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日